

第75回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制」
「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」

- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

- 監査報告
「連結計算書類に係る会計監査報告」
「計算書類に係る会計監査報告」
「監査役会の監査報告」

第75期（2025年4月1日～2026年3月31日）

田中精密工業株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社の全社員が法令及び定款を順守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を行動規範として位置づけて、その徹底をはかる。
 - ・ 取締役及び総務担当部長並びに社外の弁護士を加えた「倫理委員会」を設置し、企業倫理・コンプライアンスに関する事項を審議する。
 - ・ 監査室は監査役と連携し、定期的に監査を実施し、必要な指導を行い、あわせて監査結果を取締役及び執行役員並びに所轄長へ適宜報告する。
 - ・ 当社は「企業倫理改善提案窓口」の活用、一層の周知徹底をはかり、法令・定款の違反行為等の未然防止に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は法令及び「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ・ 取締役及び監査役は、常時、上記の文書を閲覧できる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社はリスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役（コンプライアンス・リスクマネジメントオフィサー）の任命及び「コーポレートガバナンス委員会」を設置し、「全社リスクマネジメント方針」及び「田中精密グループリスク管理規程」に基づき、環境、安全、災害、情報、セキュリティなどについて、全社横断的なリスク管理体制を整備する。
 - ・ 各主管所轄は、各々の担当機能に係る事項についてリスク管理を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会を月1回程度定期的に開催し、法定事項及び経営の基本機能に関する全社の方針・戦略を決定し、経営課題、情報、スケジュールを共有化し、迅速な実行をはかる。
 - ・ 取締役、監査役及び執行役員（以下「役員」という。）が出席する経営会議を月1回程度開催し、執行した重要事項についての報告や経営に関する重要事項について協議及び決議を行う。
 - ・ 各担当役員は、上記会議で決定された基本方針・戦略に基づいて、各部門における具体的な施策を決定し、実施する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 「田中精密グループリスク管理規程」において、国内外子会社の財務状況その他重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。
 - ・ 「田中精密グループリスク管理規程」に基づき、国内外子会社を含めたリスク管理体制を構築する。
 - ・ 当社は、グループの基本方針・戦略を策定し、これに基づき国内外の子会社が策定した個別の計画・目標の達成状況を定期的に管理する。
 - ・ 「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を国内外子会社の行動規範として位置づけてグループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかる。
 - ・ 監査役・監査室は、国内外の子会社に対して定期的に監査を実施し、必要な指導、支援を行う。
 - ・ 当社はグループ共通の「企業倫理改善提案窓口」を通じて、国内外の子会社における法令・定款違反行為等の未然防止に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役から、補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議のうえ、使用人を置くものとし、その使用人の任命など取締役からの独立性を確保するための必要な事項を定める。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、下記の事項を監査役に報告する。
- (a) 当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項
- (b) 内部統制システムの整備状況
- (c) コンプライアンス及びリスクマネジメントに係る自己検証の結果
- (d) 「企業倫理改善提案窓口」の運用状況
- (e) その他、監査役が職務遂行上、報告を受けると判断した事項
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、取締役会などの重要な会議に出席し、審議資料など業務執行にかかる重要事項を閲覧する。
 - ・監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
- 当社グループの全社員が守るべき行動規範として「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を制定しており、社員一人ひとりが、この内容をよく理解して、良識と責任ある行動をとり、企業の社会的責任を果たすよう徹底しております。
- また、内部統制については、当社だけでなく国内外の子会社を含めて推進しております。
- ② コンプライアンス
- コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役（コンプライアンス・リスクマネジメントオフィサー）を任命し、企業倫理・コンプライアンスに関する事項を審議する「倫理委員会」の設置や、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置し、その周知に努めております。
- ③ リスクマネジメント
- リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役（コンプライアンス・リスクマネジメントオフィサー）を任命しており、リスクマネジメントの方針を審議する「コーポレートガバナンス委員会」を設置するほか、「全社リスクマネジメント方針」「田中精密グループリスク管理規程」に基づき、各部門が、担当取締役の主導の下で、リスクの予防に努め、その状況を定期的に検証するなど、体系的に取り組んでおります。
- ④ 取締役の職務執行
- 月に1回開催の定時取締役会のほか、取締役会又は代表取締役社長執行役員の諮問による経営に関する重要事項の審議及び執行した事項の報告を行うため、月に1度または必要に応じて随時経営会議を行っております。
- ⑤ グループ会社管理体制
- 当社グループにおける業務の適正かつ効率的運営を確保するため、国内外子会社にも適用される「Tanaka Corporate Governance 私たちの行動規範」を定めているほか、重要な意思決定については経営会議を通じて協議を行い、承認を得ることとしております。
- ⑥ 監査役の監査体制
- 監査役を補助すべき使用人を置くことを現状は求めておりませんが、監査役から補助すべき使用人の求めがあれば、その使用人については取締役からの独立性を確保します。
- また、監査役は内部監査部門である監査室及び会計監査人と緊密に連携し、当社及び国内外子会社などの業務監査を実施しているほか、代表取締役との意見交換をはじめ、取締役会や経営会議その他の重要な会議へ出席し、当社及び国内外子会社などの事業の状況、「企業倫理改善提案窓口」の運用状況、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの内部統制システムの整備及び運用の状況など報告を定期的に受けております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当連結会計年度期首残高	500,190	285,609	17,705,519	△60,512	18,430,806
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△339,491		△339,491
親会社株主に帰属する当期純利益			1,194,649		1,194,649
自己株式の取得		2,169		△2,169	-
自己株式の処分		△55,782		55,782	-
譲渡制限付株式報酬		53,302			53,302
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△309	855,158	53,612	908,461
当連結会計年度末残高	500,190	285,299	18,560,677	△6,899	19,339,267

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	1,083,591	4,540,287	5,623,878	7,000,887	31,055,573
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△339,491
親会社株主に帰属する当期純利益					1,194,649
自己株式の取得					-
自己株式の処分					-
譲渡制限付株式報酬					53,302
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	257,266	741,311	998,578	188,938	1,187,516
当連結会計年度変動額合計	257,266	741,311	998,578	188,938	2,095,977
当連結会計年度末残高	1,340,858	5,281,598	6,622,457	7,189,826	33,151,551

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 6社
- ・連結子会社の名称

エフ・ティ・プレジジョン・インコーポレーテッド、タナカ・プレジジョン（タイランド）カンパニーリミテッド、タナカ・プレジジョン・ベトナム・カンパニーリミテッド、(株)米谷製作所、(株)タナカエンジニアリング、(株)ホンダ自販タナカ

当連結会計年度より、当社の連結子会社であった西川自販(株)は、同じく当社の連結子会社であるホンダ自販タナカを吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称など

- ・非連結子会社 (株)リワードグロース

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社の名称 (株)リワードグロース

(持分法の範囲から除いた理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、タナカ・プレジジョン・ベトナム・カンパニーリミテッドの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、連結子会社のうち、(株)米谷製作所は、当連結会計年度より決算日を9月30日から3月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ……………時価法

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品 ……主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………金型については個別法による原価法、その他の貯蔵品については主として最終仕入原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………主として定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～40年

機械装置及び運搬具 3～10年

ロ. 無形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ、リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2016年12月16日改正）第4項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金制度を採用しております。当該制度は、標準掛金相当額の他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められており、毎連結会計年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金財政上の均衡が図られることとなります。

当連結会計年度に費用処理した当該制度に係る退職給付費用の額は、159,588千円であります。

翌連結会計年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額は763,622千円であり、当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数は15年であります。

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

在外連結子会社は確定拠出型の年金制度または確定給付型の一時金制度を設けております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生連結会計年度に一括費用処理しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

部品製造事業

部品製造事業においては、主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカー等を顧客としております。主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価で測定しております。

ソリューション事業

ソリューション事業においては、主としてFA関連設備の製造・販売を行っております。履行義務については、原則として、顧客が製品である設備を検収した時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。顧客による検収は、設備が顧客の工場等に搬入され、据付作業や試運転等、検収に必要な確認手続が完了した時点で行っております。履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価で測定しております。

モビリティ事業

新車部門では自動車メーカーより新車を仕入れ、それを販売しております。中古車部門では新車代替時の下取車両、オークションによる仕入車両等を販売しております。取引価格は顧客との契約に係る価格で算定しております。

新車部門及び中古車部門の履行義務については車両を引き渡した時点、中古車部門のオークション販売及びインターネット販売においては落札日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門では、車両の整備、点検、車検等のサービスを提供しております。取引価格は、料金表に基づいております。履行義務については、作業完了日に充足されると判断しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

サービス部門の商品のうち、長期間にわたる車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価については、契約時に支払いを受けております。取引価格は料金表に基づいており、サービスの履行に応じて収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、3～5年間の定額法により償却を行っております。

2. 記載金額は、千円表示であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	2,811,857千円
仕掛品	1,157,951千円
原材料及び貯蔵品	3,387,594千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの棚卸資産の評価は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する事項 (5) 会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載しているとおり、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

顧客に対する供給義務を果たすために保有する補修用部品等に係る棚卸資産については、入庫あるいは生産終了から一定の期間を超える場合に一定の率に基づいて定期的に帳簿価額を切り下げております。なお、これらの棚卸資産の評価減の判定には、当社グループが過去より蓄積してきた製品等の出荷データ及び使用実績により、当該ライフサイクルの実態を把握できていることを基礎としております。

将来需要や市場状況などの変化により、追加の評価減が必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分解情報

	報告セグメント			合計
	部品製造事業	ソリューション事業	モビリティ事業	
日本	13,237,713千円	1,433,031千円	9,419,385千円	24,090,130千円
米国	11,830,717千円	—	—	11,830,717千円
タイ	6,527,389千円	—	—	6,527,389千円
ベトナム	1,342,222千円	—	—	1,342,222千円
顧客との契約から生じる収益	32,938,042千円	1,433,031千円	9,419,385千円	43,790,459千円
外部顧客への売上高	32,938,042千円	1,433,031千円	9,419,385千円	43,790,459千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する事項 (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は以下のとおりであります。
流動負債のその他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	
受取手形	264,461千円
売掛金	4,297,955千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	
受取手形	452,649千円
売掛金	4,397,666千円
契約負債(期首残高)	633,700千円
契約負債(期末残高)	625,957千円

契約負債の残高は、部品製造事業における製品の対価として受け取った前受金、モビリティ事業における車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価として受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、436,355千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、部品製造事業における製品の対価、モビリティ事業における車両販売並びに車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価に関するものであります。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	231,807千円
1年超2年以内	91,521千円
2年超3年以内	50,534千円
3年超	7,898千円
合計	381,761千円

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1)担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	1,550,511千円
土地	658,102千円
計	2,208,614千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	2,350,000千円
1年内返済予定の長期借入金	607,272千円
長期借入金	1,417,060千円
計	4,374,332千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 68,235,632千円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
富山県富山市	遊休	機械及び装置	6,569千円（注1）
新潟県柏崎市	事業用資産	建物及び付属設備	36,662千円（注2）
		機械及び装置	48,476千円（注2）
		工具器具及び備品	49,551千円（注2）
		ソフトウェア	5,040千円（注2）
合 計			146,300千円

（グルーピングの方法）

当社グループは、原則として、事業用資産については事業所又はセグメント別に資産のグルーピングを行っており、処分が決定された資産や遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

（注1）（減損損失に至った理由）

遊休資産については、今後事業の用に供する予定がなくなったため、当該固定資産につき回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しており、対象資産は他への転用や売却が困難であることから、備忘価額をもって評価しております。

（注2）（減損損失に至った理由）

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産につき回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、備忘価額をもって評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	9,763,600株	—	—	9,763,600株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	76,926株	2,550株	70,700株	8,776株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,550株であります。普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少70,700株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	184,046	19	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	155,444	16	2025年9月30日	2025年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・ 配当金の総額 156,077千円
- ・ 1株当たり配当額 16円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月25日
- ・ 配当の原資 利益剰余金

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金は銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びにファクタリング債務は、6ヶ月以内の支払期日であります。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の金銭債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、与信管理規程に従い、取引先毎に与信枠の設定を行い、期日及び残高を管理するとともに、定期的に信用調査を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（時価等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び各連結子会社は、適時に資金計画を作成、更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち約61%が本田技研工業㈱及びそのグループ会社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「ファクタリング債務」「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	3,289,559千円	3,289,559千円	—
資産計	3,289,559千円	3,289,559千円	—
① 長期借入金	2,759,352千円	2,759,931千円	579千円
② リース債務	119,367千円	121,773千円	2,406千円
負債計	2,878,719千円	2,881,705千円	2,986千円
デリバティブ取引	(77,422千円)	(77,422千円)	—

(*1) 市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	96,276千円

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味となる項目については、()で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	3,289,559千円	—	—	3,289,559千円
資産計	3,289,559千円			3,289,559千円
デリバティブ取引 通貨関連	—	77,422千円	—	77,422千円
負債計		77,422千円	—	77,422千円

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,759,931千円	—	2,759,931千円
リース債務	—	121,773千円	—	121,773千円
負債計	—	2,881,705千円	—	2,881,705千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、リース期間が長期のものについては新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,661円42銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 123円03銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(会社分割（簡易新設分割）による中間持株会社の設立)

当社は、2026年2月18日開催の取締役会において、会社分割（以下、「本新設分割」といいます。）の方法により、2026年4月1日を効力発生日として、中間持株会社である「ティースタート株式会社」（以下、「中間持株会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

1. 本新設分割による中間持株会社設立の目的

当社グループは、事業環境の変化に応じた機動的な経営管理体制を構築するため、事業ごとの経営責任及び収益管理を明確化し、事業特性に応じた迅速な意思決定を可能とする体制の整備を推進しております。

この一環として、本新設分割により中間持株会社を設立し、当社の既存子会社である株式会社ホンダ自販タナカ及び、本新設分割の効力発生日に当社が株式取得により子会社化したティーアーク株式会社をその傘下に配置いたしました。

2. 本新設分割の当事会社の概要

[分割会社]

(1) 名称	田中精密工業株式会社（当社）
--------	----------------

[新設会社]

(1) 名称	ティースタート株式会社
(2) 所在地	富山県富山市新庄本町二丁目9番79号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 沖 健司
(4) 事業内容	当社グループに属する事業会社の経営管理及びその統括に関する業務
(5) 資本金	10百万円
(6) 設立年月日	2026年4月1日
(7) 発行済株式数	92,000株
(8) 決算期	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	当社 100%

3. 分割する事業の概要

(1) 分割する事業の内容

当社グループに属する事業会社の経営管理及び統括に係る機能の一部を、本新設分割により新設する中間持株会社に承継させます。

(2) 分割する事業の経営成績

収益事業を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（2026年4月1日現在）

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	一百万円	流動負債	一百万円
固定資産	46百万円	固定負債	一百万円
合計	46百万円	合計	一百万円

(注) 流動資産、流動負債及び固定負債はありません。

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

事業ポートフォリオ戦略（新規顧客の獲得・主要顧客以外の取引拡大）と資本構成の最適化、資本効率の向上並びに当社の経営の機動性及び自律性の強化を図ることを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

- ①取得する株式の種類 当社普通株式
- ②取得する株式の総数 1,177,100株（上限）
- ③株式の取得価額の総額 1,107,651,100円（上限）
- ④取得期間 2026年5月15日～2026年6月11日
- ⑤取得方法 東京証券取引所における公開買付け

(投資有価証券の売却)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、当社の保有する投資有価証券の一部売却を決議し、売却を実行いたしました。これに伴い、翌連結会計年度において投資有価証券売却益を特別利益として計上いたします。

1. 投資有価証券売却の理由

コーポレート・ガバナンスの観点からの政策保有株式の縮減、資本効率の改善及び財務体質の強化を図るためであります。

2. 投資有価証券売却の内容

- (1) 売却株式 当社保有の上場有価証券1銘柄
- (2) 売却日 2026年5月15日
- (3) 売却益 763百万円

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	500,190	324,233	-	125,047	10,219	4,515,000	6,049,760
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△339,491
当 期 純 利 益							1,586,128
自 己 株 式 の 取 得			2,169				
自 己 株 式 の 処 分			△55,782				
譲渡制限付株式報酬			53,302				
利益剰余金から資本剰余金への振替			309				△309
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	1,246,327
当 期 末 残 高	500,190	324,233	-	125,047	10,219	4,515,000	7,296,087

	株 主 資 本		評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△60,512	11,463,939	1,050,578	12,514,518
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△339,491		△339,491
当 期 純 利 益		1,586,128		1,586,128
自 己 株 式 の 取 得	△2,169	-		-
自 己 株 式 の 処 分	55,782	-		-
譲渡制限付株式報酬		53,302		53,302
利益剰余金から資本剰余金への振替		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			253,151	253,151
当 期 変 動 額 合 計	53,612	1,299,939	253,151	1,553,091
当 期 末 残 高	△6,899	12,763,879	1,303,730	14,067,609

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
- ② その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
- ③ デリバティブの評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
- ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品……………金型については個別法による原価法、その他の貯蔵品については最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法を採用しております。
（リース資産を除く）
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 6～38年 機械及び装置 4～9年
- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として自動車部品の製造・販売を行っており、国内外の完成車メーカー等を顧客としております。当社は、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、顧客が製品を検収した時点、又は顧客が手配した運送業者に製品を引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね3ヶ月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。収益は、顧客との契約において約束された対価で測定しております。なお、仕入先から顧客への製品の直送取引のうち、当社が代理人に該当すると判断したもののについては、顧客から受け取る対価の額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約について振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務取引、借入金利息

ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を基礎として判断しております。なお、振当処理を採用しているものについては、その判定をもってヘッジの有効性の判定に代えております。

2. 記載金額は、千円表示であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	466,590千円
仕掛品	439,162千円
原材料及び貯蔵品	836,610千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の棚卸資産の評価は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法」に記載しているとおり、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

顧客に対する供給義務を果たすために保有する補修用部品等に係る棚卸資産については、入庫あるいは生産終了から一定の期間を超える場合に一定の率に基づいて定期的に帳簿価額を切り下げております。なお、これらの棚卸資産の評価減の判定には、当社が過去より蓄積してきた製品等の出荷データ及び使用実績により、当該ライフサイクルの実態を把握できていることを基礎としております。

将来需要や市場状況などの変化により、追加の評価減が必要になった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	1,529,097千円
土地	584,288千円
計	2,113,386千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	2,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	577,272千円
長期借入金	1,394,560千円
計	3,971,832千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,953,846千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,961,276千円
② 短期金銭債務	111,259千円
③ 長期金銭債務	1,000,000千円

(4) 圧縮記帳

国庫補助金等による圧縮記帳額は78,474千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。内訳は次のとおりであります。

建物	60,166千円
機械及び装置	17,108千円
車両運搬具	1,200千円
計	78,474千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	9,057,187千円
仕入高	1,085,092千円
その他の営業取引高	147,908千円
営業取引以外の取引高	1,971,738千円

(2) 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

△56,912千円

(3) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
富山県富山市	遊休	機械及び装置	6,963千円
合 計			6,963千円

(グルーピングの方法)

当社は、原則として、事業用資産については事業所又はセグメント別に資産のグルーピングを行っており、処分が決定された資産や遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

(減損損失に至った理由)

遊休資産については、今後事業の用に供する予定がなくなったため、当該固定資産につき回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しており、対象資産は他への転用や売却が困難であることから、備忘価額をもって評価しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
普通株式	76,926株	2,550株	70,700株	8,776株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、譲渡制限付株式の無償取得による増加2,550株であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少70,700株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認額	611,884千円
繰越欠損金	571,170千円
関係会社出資金評価損否認額	185,982千円
棚卸資産評価損	171,394千円
未払費用（賞与及び法定福利費）否認額	40,919千円
繰越外国税額控除	34,861千円
有形固定資産の減価償却超過額	15,385千円
関係会社株式評価損否認額	11,128千円
その他	118,547千円
小計	1,761,274千円
評価性引当額	△1,761,274千円
繰延税金資産小計	—
繰延税金負債	
有価証券評価差額	△551,089千円
その他	△4,669千円
繰延税金負債小計	△555,758千円
繰延税金負債純額	△555,758千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 (住所)	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合		関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
				直接	間接	役員 の兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社	本田技研 工業(株) (東京都 港区)	千円 86,067,000	四輪車・ 二輪車・ 汎用機 製造販売	%	%	-	-	製品の 販売	千円 7,152,973	売掛金	千円 642,373
								材料の 購入		買掛金	71,647

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 製品の販売価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格及び当社の生産技術などを勘案して見積書を作成し、それを提出のうえ、価格交渉を行い決定しております。
- 材料の購入については、市場価格を参考に価格交渉を行い決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 (住所)	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員 の兼任等	事業上 の関係					
その他の 関係会社 の子会社	(株)ホンダ トレーディング (東京都 千代田区)	千円 1,600,000	内 外 物資の 輸出入 及び 販売	%	-	-	-	製品の 販売	千円 291,877	売掛金	千円 81,418

取引条件ないし取引条件の決定方針等

製品の販売価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格及び当社の生産技術などを勘案して見積書を作成し、それを提出のうえ、価格交渉を行い決定しております。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称 (住所)	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合		関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
				直接	間接	役員 の兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)フカエンジニア リング (富山県 富山市)	千円 10,400	FA関連 設備 製造 販売	%	%	兼任 1名	工作用機 械の設計 及び製造 販売	設備の 購入	千円 524,700	未払金	千円 5,478
子会社	フカ・ プレジジョン (タイランド) カンパニーリミテッド (タイラップーン県)	705,300	自動車 部品 製造 販売	59.5	-	兼任 2名	技術提携 契約に基 づき当社 自動車部 品を製造 販売	資金の 借入	1,000,000	長期 借入金	1,000,000
子会社	(株)ホンダ 自販フカ (富山県富山 市、高岡市、氷 見市、砺波市、 下新川郡入善 町)	60,000	自動車 販売・ 整備及び 損害保険 代理業	71.4	-	兼任 2名	自動車販 売・整備 および損 害保険代 理業	資金の 貸付	500,000	短期 貸付金	500,000
子会社	エフ・ティ・ プレジジョン・ インコーポレーテッド (アメリカハワイ州)	1,912,911	自動車 部品 製造 販売	65.0	-	兼任 2名	技術提携 契約に基 づき当社 自動車部 品を製造 販売	製品の 販売 (注)	1,017,881	売掛金	188,373

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- 製品の販売価格の決定方法は、経済合理性に基づき市場価格及び当社の生産技術などを勘案して見積書を作成し、

それを提出のうえ、価格交渉を行い決定しております。

2 貸付利率及び借入利率については、市場金利を参考に交渉の上決定しております。

(注)この取引は、関連当事者である(株)ホンダトレーディングを経由した、実質的な当社との取引が168,887千円、当社との直接取引が848,993千円であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,442円11銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 163円35銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」の記載内容と同様のため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

田中精密工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
富山オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 長井 裕太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠崎 和博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、田中精密工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、田中精密工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

田中精密工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
富山オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 長井 裕太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 篠崎 和博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、田中精密工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門/監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

田中精密工業株式会社 監査役会

常勤監査役	高 橋	睦
社外監査役	桶 屋	泰 三
社外監査役	南	果
		以 上